

デイサービス 利用料金表

令和 4年10月以降についてのサービス料金

指定通所介護サービス

1回の利用料（目安）

● 通常規模型通所介護費

[7時間以上8時間未満]

費用区分	利用区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護費 介護保険適用時の 1回あたり自己負担額	単位	655 単位	773 単位	896 単位	1,018 単位	1,142 単位
	1割負担	703 円	829 円	961 円	1,092 円	1,225 円
	2割負担	1,405 円	1,658 円	1,921 円	2,183 円	2,449 円
	3割負担	2,107 円	2,486 円	2,882 円	3,274 円	3,673 円
入浴介助加算Ⅰ	単位	40 単位				
	1割負担	43 円				
	2割負担	86 円				
	3割負担	129 円				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	単位	6 単位				
	1割負担	7 円				
	2割負担	13 円				
	3割負担	20 円				

希望者のみ

個別機能訓練加算Ⅰ（□）	単位	85 単位
	1割負担	92 円
	2割負担	183 円
	3割負担	274 円

☆別にご利用回数当たり、次の食費代を申し受けます

食費《おやつ含む》	690円	（例：月4回×690円=2,760円）
-----------	------	---------------------

※横浜市（2級地）では、平成27年4月より、1単位の単価を10.72円を乗じて算定し、利用者負担額はその1割又は2割又は3割となります。

● その他の費用（加算含む）

* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護報酬総単位数×5.9%（加算率）×10.72（地域単価）＝①

①－（①×0.9or0.8or0.7）＝ 介護職員処遇改善加算のご利用者負担額

* 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

介護報酬総単位数×1.0%（加算率）×10.72（地域単価）＝②

②－（②×0.9or0.8or0.7）＝ 介護職員等特定処遇改善加算のご利用者負担額

* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護報酬総単位数×1.1%（加算率）×10.72（地域単価）＝③

③－（③×0.9or0.8or0.7）＝ 介護職員等ベースアップ等支援加算のご利用者負担額

* 介護保険の給付対象とならないサービス（例えば、おむつ代・個人が希望するレクリエーション、特別な行事等の参加費）についてはご負担いただく場合があります。

● ご利用中止の際のキャンセル料について

当日、利用者の体調不良でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、午前10時を過ぎた時は昼食代の実費をご負担いただきます。

デイサービス 利用料金表

令和4年10月以降についてのサービス料金

横浜市通所介護相当サービス

1か月の利用料（目安）

1か月分の利用料（目安）

費用区分	利用区分	週1回		週2回	
		要支援1・事業対象者・要支援2		要支援2・事業対象者	
通所型サービス費 日常生活上の支援・生活行為向上支援 (送迎・入浴を含みます。)	単位	1,672	単位	3,428	単位
	1割負担	1,793	円	3,675	円
	2割負担	3,585	円	7,350	円
	3割負担	5,377	円	11,025	円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	単位	24	単位	48	単位
	1割負担	26	円	52	円
	2割負担	52	円	103	円
	3割負担	78	円	155	円
合計	1割負担	1,819	円	3,727	円
	2割負担	3,637	円	7,453	円
	3割負担	5,455	円	11,180	円

希望者のみ

運動器機能向上加算	単位	225単位
	1割負担	242円
	2割負担	483円
	3割負担	724円

☆別にご利用回数当たり、次の食費代を申し受けます

食費《おやつ含む》	690円	(例：月4回×690円=2,760円)
-----------	------	---------------------

※横浜市（2級地）では、平成27年4月より、1単位の単価を10.72円を乗じて算定し、利用者負担額はその1割又は2割又は3割となります。

● その他の費用(加算含む)

- *介護職員処遇改善加算Ⅰ $\text{介護報酬総単位数} \times 5.9\% (\text{加算率}) \times 10.72 (\text{地域単価}) = \text{①}$
① - (① × 0.9 or 0.8 or 0.7) = 介護職員処遇改善加算のご利用者負担額
- *介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ $\text{介護報酬総単位数} \times 1.0\% (\text{加算率}) \times 10.72 (\text{地域単価}) = \text{②}$
② - (② × 0.9 or 0.8 or 0.7) = 介護職員等特定処遇改善加算のご利用者負担額
- *介護職員等ベースアップ等支援加算 $\text{介護報酬総単位数} \times 1.1\% (\text{加算率}) \times 10.72 (\text{地域単価}) = \text{③}$
③ - (③ × 0.9 or 0.8 or 0.7) = 介護職員等ベースアップ等支援加算のご利用者負担額

*介護保険の給付対象とならないサービス（例えば、おむつ代・個人が希望するレクリエーション、特別な行事等の参加費）についてはご負担いただく場合があります。

● ご利用中止の際のキャンセル料について

当日、利用者の体調不良でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、午前10時を過ぎた時は昼食代の実費をご負担いただきます。